

被災者支援制度

市外局番:(0995)

1 給付

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
市法外援護見舞金	①死亡の場合 ……1人につき10万円を支給 ②住家が全焼、全壊等の場合 ……1世帯につき5万円を支給 ③罹災による著しき負傷の場合 ……1人につき3万円を支給 ④住家の半焼半壊の場合 ……1世帯につき3万円を支給 ⑤住家の一部類焼の場合 ……1世帯につき1万円を支給	災害救助法及び霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けない災害によって被害を受けた方	保健福祉政策課 64-0904
災害弔慰金	①死亡者が生計を主として維持していた場合…500万円以内を支給 ②その他の場合…250万円以内を支給	【適用条件】 市内で住居の滅失した世帯数が5以上である災害 ほか 【対象者】 死亡した方の遺族 [順位]1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 上記のいずれも存しない場合、兄弟姉妹(同居し又は生計を同じくしていた者)	保健福祉政策課 64-0904
災害障害見舞金	①生計を主として維持していた方が障害を受けた場合…250万円以内を支給 ②その他の場合…125万円以内を支給	【適用条件】 市内で住居の滅失した世帯数が5以上である災害 ほか 【対象者】 災害により重度の障害(両目失明、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方	保健福祉政策課 64-0904
被災者生活再建支援金	①住宅の被災程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) 全壊等100万円 大規模半壊50万円 ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 建設・購入200万円 補修100万円 賃借(公営住宅を除く)50万円 (世帯人数1人の場合は金額の3/4)	【適用条件】 市内で住居の全壊が10世帯以上ある災害 ほか 【対象者】 住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯	保健福祉政策課 64-0904
小災害罹災者に対する援護措置	被服寝具その他生活必需品等を支給	【適用条件】 災害救助法の適用を受けない災害で、20世帯以上の世帯の全焼若しくは、30世帯以上の世帯の全壊流失がある災害 【対象者】 住家が全壊、半壊又は床上浸水等した世帯	保健福祉政策課 64-0904

1 給付

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
県単災害弔慰金	死亡した方の遺族に100万円を支給	<p>【適用条件】 一つの市町村の区域内において住家の滅失した世帯数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害 ほか</p> <p>【対象者】 死亡した方の遺族 [順位]1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 上記のいずれも存しない場合、兄弟姉妹(同居し又は生計を同じくしていた者)</p>	保健福祉政策課 64-0904
県住家災害見舞金	1世帯につき10万円を支給	<p>【適用条件】 災害救助法の適用があった災害 ほか</p> <p>【対象者】 住家が全壊、流失または埋没した世帯の世帯主</p>	保健福祉政策課 64-0904
県被災者生活支援金	1世帯(1事業者)につき20万円を支給 再度被災1世帯(1事業者)につき30万円を追加支給	<p>【適用条件】 「被災者生活再建支援法」が適用された災害 ほか</p> <p>【対象者】 ①全壊、半壊もしくは床上浸水以上の住家被害で前年年収800万円以下の世帯 ②商工業を行う拠点である店舗等が全壊、半壊もしくは床上浸水等の被害を受けた小規模事業者で、前年所得600万円以下 ③①、②のうち、被災年の前年からの被災者生活再建支援法の対象災害で全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯または小規模事業者</p>	保健福祉政策課 64-0904
県共同募金会 災害見舞金	<p>①死亡の場合 …1人につき1万8千円を支給</p> <p>②住家が全焼・全壊の場合 …世帯につき1万5千円を支給</p> <p>③住家が半焼・半壊の場合 …世帯につき1万円を支給</p>	<p>【適用条件】 火災、その他不測不可避の災害(交通事故を除く。)が発生したとき</p> <p>【対象者】 被災者または遺族</p>	市社会福祉協議会 地域福祉課 県共同募金会霧島市支会 45-1557
市社会福祉協議会 災害見舞金	<p>①死亡の場合 …1人につき2万円を支給</p> <p>②住家が全焼・全壊の場合 …世帯につき2万円を支給</p> <p>③罹災による著しき負傷の場合 …1人につき1万円を支給</p> <p>④住家が半焼・半壊の場合 …世帯につき1万円を支給</p>	<p>【適用条件】 火災、その他不測不可避の災害(交通事故を除く。)が発生したとき</p> <p>【対象者】 被災者または遺族</p>	市社会福祉協議会 地域福祉課 45-1557

1 給付

制度名	制度の内容	適用条件・対象者	問合せ先・申請窓口
日本赤十字社 災害死亡弔慰金	死亡者1人につき2万円を遺族に支給	自然災害(地震、台風、高潮、洪水等)及び火災による死亡者の遺族に弔慰金を支給する。	市社会福祉協議会 地域福祉課 日本赤十字社鹿児島県支部 霧島市地区 45-1557
日本赤十字社 災害救援物資の配分	次の救援物資を支給する ・毛布・・・1枚/被災者1人 ・緊急セット・・・1個/世帯 ・見舞品セット・・・1個/世帯 ・タオルセット・・・1個/世帯 ・ブルーシート・・・1個/世帯	全焼、半焼、全壊、半壊流失及び床上浸水の被害にあった世帯に救援物資を支給	市社会福祉協議会 地域福祉課 日本赤十字社鹿児島県支部 霧島市地区 45-1557
被災等児童生徒に係る教科書給与	火災・風水害等の被災により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等	適用条件 <u>災害救助法が適用された場合又は特に認められる場合</u> 対象者 市立小・中学校に在籍する児童生徒	教育委員会 学校教育課 45-5111
霧島市就学援助事業	火災・風水害等の被災により就学が困難となった場合における学用品費、給食費等の補助	適用条件 <u>災害状況に応じて個別に判断</u> 対象者 市立小・中学校に在籍する児童生徒	教育委員会 学校教育課 45-5111